

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(〃)

現業職員就業規則の一部を改正する規則(〃)

市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(〃)

◇訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(〃)

◇企業管理 鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一 特殊勤務手当の名称の設定等

1 手当の名称の設定

(一) 次に掲げる特殊勤務手当について、次のとおり手当の名称を設定することとした。

称を設定することとした。

作業又は業務	手当の名称
伝染病防疫作業	伝染病防疫作業手当
種雄牛馬取扱作業	種雄牛馬取扱手当
公共土木施設等災害応急作業	災害応急作業手当
放射線取扱作業	放射線取扱手当
病院業務	病院業務手当
保健所及び衛生研究所受付業務	保健所等受付業務手当
と殺解体作業	と殺解体作業手当
狂犬病予防等業務	狂犬病予防等業務手当
電話交換業務	電話交換業務手当
夜間守衛業務	夜間守衛業務手当
超硬工具研磨業務	超硬工具研磨手当

(二) 死体取扱作業に係る特殊勤務手当の名称を死体取扱手当

とし、当該手当を、母来寮に勤務する寮母が入所者の死体を取り扱う作業に従事したときに支給することとした。

2 手当の統合

次に掲げる作業又は業務に係る特殊勤務手当について、次のとおり統合することとした。

作業又は業務	手当の名称
有毒農薬散布作業	有害物等取扱手当
有害物取扱作業	
高所作業	特殊現場作業手当
坑内作業	
ダム建設業務	
道路上作業	特殊自動車運転等業務手当
伝染病患者移送業務	
特殊自動車運転作業	
救急自動車運転業務	
除雪作業	

3 手当の廃止

次に掲げる業務に係る特殊勤務手当を廃止することとした。

- (一) 細菌検査業務
- (二) 結核病棟業務及び伝染病棟業務

- (三) 繭検定業務
- (四) ダム管理業務

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 本庁に関する事項

1 課の新設

企画部に全県公園化推進室を新設し、全県公園化構想の推進に関する事務等を所掌させ、その内部組織として、企画員を置くこととした。(第六条関係)

2 課の名称の変更

(一) 青少年婦人課の名称を青少年女性課に改めることとした。(第六条関係)

(二) 造林課の名称を森林保全課に改めるとともに、その内部組織を次のとおり変更することとした。(第六条関係)

課	内 部 組 織
森林保全課	保全係・環境整備係・治山係・造林係・保護係・県営林室

3 課の内部組織の変更

(一) 企画課の総合保養地域の整備に関する事務を全県公園化推進室に移管し、リゾート推進室を廃止することとした。

(第六条関係)

(二) 文化国際課の内部組織のうち文化振興係の名称を文化振興室に改めることとした。(第六条関係)

(三) 高齢者対策課の内部組織を次のとおり変更することとした。(第六条関係)

課	内 部 組 織
高齢者対策課	長寿社会対策室・在宅福祉係・施設福祉係・老人医療係

(四) 職業安定課の内部組織のうち調査係の名称を需給調整係に改めることとした。(第六条関係)

(五) 林務課の内部組織を次のとおり変更することとした。

(第六条関係)

課	内 部 組 織
林務課	企画係・森林計画係・林道係・森林組合係・林産振興室・林業専門技術員室

(六) 建築課の内部組織を次のとおり変更することとした。

(第六条関係)

二 附属機関に関する事項

1 鳥取県温泉審議会を鳥取県自然環境保全審議会に統合することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第十八条関係)

2 鳥取県林業改良指導員資格試験委員の庶務担当機関を造林課から林務課に変更することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第十八条関係)

3 鳥取県青少年問題協議会の庶務担当機関の課名変更に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第十八条関係)

三 地方機関に関する事項

1 地方機関の統合
畜産講習所と中小家畜講習所を統合し、畜産技術研修所とすること。(第一百三十条関係)

2 地方機関の名称の変更
果樹野菜技術講習所の名称を園芸技術研修所に改めることとした。(第一百三十二条関係)

3 地方機関の内部組織の変更
(一) 鳥取保健所浜村分室を廃止することとした。(第七十三条関係)

(二) 地方農林振興局林業課(米子地方農林振興局を除く。)

課	内 部 組 織
建築課	管理係・住宅係・企画係・建設係・指導係

の内部組織のうち経営指導係の名称を林産振興係に改めることとした。(第百七条関係)

(三) 米子地方農林振興局林業課の内部組織のうち普及指導係の名称を普及振興係に改めることとした。(第百七条関係)
(四) 倉吉土木事務所工務第二課の内部組織のうち砂防係の名称をダム砂防係に改めることとした。(第百五十六条関係)

四 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日等

1 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

2 鳥取県文書管理規則及び鳥取県営林極印取扱規則について所要の改正を行うこととした。

◇現業職員就業規則の一部を改正する規則

一 現業職員の部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律第九条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。こととした。(第三条関係)

二 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

一 母子健康手帳の交付に係る権限の委任の規定を削除することとした。(別表関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「現業職員の給与条例」という。」を削る。

第五条を次のように改める。

(特殊勤務手当の種類)

第五条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 災害応急作業手当
- 二 放射線取扱手当
- 三 有害物等取扱手当
- 四 病院業務手当
- 五 保健所等受付業務手当

- 六 狂犬病予防等業務手当
 - 七 種雄牛馬取扱手当
 - 八 特殊現場作業手当
 - 九 伝染病防疫作業手当
 - 十 と殺解体作業手当
 - 十一 特殊自動車運転等業務手当
 - 十二 電話交換業務手当
 - 十三 夜間守衛業務手当
 - 十四 超硬工具研磨手当
 - 十五 死体取扱手当
- 第六条を第十二条とし、第五条の次に次の六条を加える。
- (特殊勤務手当条例の例による手当)
- 第六条 前条第一号から第十号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員
の範囲及び手当の額は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の
規定の適用を受ける者の例による。ただし、次の表の上欄に掲げる手
当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、それぞれ同表下欄に掲げ
る規定の適用を受ける者の例による。

種雄牛馬取扱手当	特殊勤務手当条例第十五条
特殊現場作業手当	特殊勤務手当条例第二十六条第一項第一号及び第三号から第五号まで
伝染病防疫作業手当	特殊勤務手当条例第四條第一項第一号

と殺解体作業手当

特殊勤務手当条例第二十二條第一項第二号

(特殊自動車運転等業務手当)

第七条 特殊自動車運転等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 職員が知事が別に定める特殊自動車を運転する業務に従事したとき
- 二 運転士、自動車整備士又は道路路技手が知事が別に定める特殊自動車を
使用して行う除雪業務に従事したとき。

三 運転士又は自動車整備士が伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の規定に基づき伝染病患者又は病毒感染の疑いがある者を自動車
で移送する業務に従事したとき。

四 運転士又は自動車整備士が緊急用務のための救急自動車の運転業務
に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき次の各号に掲
げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号及び第二号の業務 三百三十円(業務に従事した時間が
四時間未満のときは、これに百分の六十を乗じて得た額)
- 二 前項第三号及び第四号の業務 二百三十円

3 第一項第二号に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同
項第一号に掲げる業務に係る手当及び特殊現場作業手当のうち土木部に
所属する職員が交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業に
係る手当は支給しない。

(電話交換業務手当)

第八条 電話交換業務手当は、交換手及び守衛が電話の交換業務に従事し
たときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日（一回の勤務が二日にわたる場合は一日とみなす。）につき百六十円（業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、これに百分の六十を乗じて得た額）とする。

（夜間守衛業務手当）

第九条 夜間守衛業務手当は、守衛が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下次項において同じ。）において行われる守衛の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務一回につき四百五十円（その業務に含まれる深夜における勤務時間が二時間未満のときは、二百八十円）とする。

（超硬工具研磨手当）

第十条 超硬工具研磨手当は、工業技手が超硬工具の研磨業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき二百三十円とする。

（死体取扱手当）

第十一条 死体取扱手当は、母来寮に勤務する寮母が、当該施設の入所者の死体を取り扱う業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき五百三十円とする。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「農業講習施設」を「農業技術研修施設」に改める。

第六条第一項の表企画部の項中

を	企画課	総務室・政策企画室・企画員
	企画課 進室 全県公 園化推 進室	企画員

に改め、同表企画部の文化園

企画課
総務室・政策企画室・リゾ
ート推進室・企画員

項中

企画調整係・施設係・特別
医療係

を

長寿社会対策室・在宅福祉
係・施設福祉係・老人医療

際課の項中「文化振興係」を「文化振興室」に改め、同表企画部の項中「青少年婦人課」を「青少年女性課」に改め、同表民生部の高齢者対策課の

に改め、同表商工労働部の職業安定課の項中「調査係」を「需給調整係」

に改め、同表農林水産部の林務課の項中

企画係・林業構造改善室・森林
森林計画係・林道係・林産係

組合係・

を

企画係・森林計画係・林道係・森林組合
係・林産振興室・林業専門技術員室

に改め、同表

農林水産部の造林課の項中

造林課

県営林室・治山係・保安林係・林地
係・造林係・保護係・林業専門技術

保全
員室

を

森林保
全課

保全係・環境整備係・治山係・造林係・
保護係・県営林室

に改め、

同表土木部の建築課の項中

管理係・住宅係・建設係・指導
係・開発係

を

管理
係・

係・住宅係・企画係・建設
指導係

に改める。

第六条第二項中「造林課」を「森林保全課」に改める。

第九条の二企画課の項第三号中「、総合保養地域の整備」を削り、第七
号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次
に次のように加える。

五 地域の高度情報化の推進に関すること。

第九条の二企画課の項の次に次の一項を加える。

全県公園化推進室

一 全県公園化構想の推進に関すること。

二 総合保養地域の整備に関すること。

第九条の二青少年婦人課の項を次のように改める。

青少年女性課

一 女性施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

二 青少年施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

第十条高齢者対策課の項を次のように改める。

高齢者対策課

一 長寿社会対策の企画調整に関すること。

二 高齢者の在宅福祉及び施設福祉の推進に関すること。

三 高齢者の生きがい対策に関すること。

四 老人医療費に関すること。

五 老人保健施設に関すること。

六 特別医療費の助成に関すること。

七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関する
こと。

第十条の二環境保全課の項中第八号を第十号とし、第一号から第七号ま
でを二号ずつ繰り下げ、第三号の前に次のように加える。

一 環境保全思想の普及啓発に関すること。

二 環境影響評価に関すること。

第十一条職業安定課の項中第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 労働力の需給調整等雇用の安定に関する事。
- 二 求職者及び求人者に対する指導及び職業紹介に関する事。
- 三 職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督に関する事。

第十二条農蚕園芸課の項第九号中「果樹野菜技術講習所」を「園芸技術研修所」に改め、同条畜産課の項第十二号中「畜産講習所、中小家畜講習所」を「畜産技術研修所」に改め、同条林務課の項第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 林業技術普及事業に関する事。

第十二条林務課の項第八号中「特殊林産物」を「特用林産物」に改め、同項第五号中「林野の保全及び」を削る。

第十二条造林課の項を次のように改める。

森林保全課

- 一 保安林の整備管理に関する事。
- 二 林野の保護取締りに関する事。
- 三 緑化推進に関する事。
- 四 治山及び地すべりの防止に関する事。
- 五 造林に関する事。
- 六 林業種苗に関する事。
- 七 森林の病虫害害防除に関する事。
- 八 森林国営保険に関する事。
- 九 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
- 十 県営林に関する事。

第十八条の表鳥取県青少年問題協議会の項中「青少年婦人課」を「青少年

女性課」に改め、同条の表鳥取県自然環境保全審議会の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の下に「及び温泉法」を加え、同条の表鳥取県温泉審議会の項を削り、同条の表鳥取県林業改良指導員資格試験委員の項中「造林課」を「林務課」に改める。

第七十三条の表鳥取県鳥取保健所の項中

細菌検査係・理化学検査係	を	試験検査室	細菌
		分室	

検査係・理化学検査係

に改め、同条第三項を削る。

第七十七条の表中「経営指導係」を「林産振興係」に、「普及指導係」を「普及振興係」に改める。

第七十七条第三項林業課の項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次のように加える。

十六 緑化推進に関する事。

第七十七条第三項林業課の項第十四号中「特殊林産物」を「特用林産物」に改める。

第四章第五節第九款の款名を次のように改める。

第九款 農業技術研修施設

第三十号中「農業講習施設」を「農業技術研修施設」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置	分 掌 事 務
鳥取県立園芸 技術研修所	東伯郡大栄町	園芸に必要な専門的な知識及び技術を授け、先導的な農業者及び農業技術指導者の養成を行うこと。
鳥取県立畜産 技術研修所	東伯郡赤碓町	畜産に必要な専門的な知識及び技術を授け、先導的な農業者及び農業技術指導者の養成を行うこと。

第一百五十六条第一項の表鳥取県倉吉土木事務所の項中

河川第一係・河

川第二係・砂防係

を

河川第一係・河川第二係・ダム砂防係

に改

め、同条第二項工務第二課の項第四号中、「倉吉土木事務所」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

2 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「企画課 企画課 企画課」を「企画課 企画課 企画課」に、

全県公園化推進室 全公

「青少年婦人課」を「青少年女性課」に、「造林課 造林課」を「森林保全課 森林保全課」に改める。

(鳥取県営林極印取扱規則の一部改正)

3 鳥取県営林極印取扱規則(昭和三十二年九月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条、第九条及び第十一条中「造林課長」を「森林保全課長」に改める。

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 迅 次

鳥取県規則第十七号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則(昭和四十五年七月鳥取県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(部分休業)

第三条 職員の部分休業(当該職員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第九条の規

定の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

市町村長に対する事務の委任に関する規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表中第三号の項及び第四号の項を削り、第五号の項を第三号の項として、第六号の項から第八号の項までを二項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第一号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
職員の任免発令規程（昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の21及び22を削り、43を45とし、23から42までを二ずつ繰り下げ、20の次に次のように加える。

21 育児休業承認（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業を承認する場合）

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により...年...月...日まで育児休業を承認する

給与は地方公務員の育児休業等に関する法律附則第5条第2項の規定により支給する

22 育児休業期間延長（地方公務員の育児休業等に関する法律第3条

○地方公務員の育児休業等に関する法律附則第5条第2項の規定の適用を受ける者の育児休業を承認する場合に限る。

第1項の規定により育児休業の期間の延長をする場合)

地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により

育児休業の期間を…年…月…日まで延長する

23 育児休業失効 (地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第1項の規定により育児休業の承認が効力を失う場合)

育児休業の承認は失効した

24 育児休業取消 (地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合)

育児休業の承認を取り消す

附 則

この訓令は、平成四年四月一日から施行する。

企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則 (昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号) の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(部分休業)

第八条の二 職員の部分休業 (当該職員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。) については、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号) 第九条の規定の適用を受ける員職員の例による。

附 則

この企業管理規程は、平成四年四月一日から施行する。